

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年9月5日
【会社名】	T O N E株式会社
【英訳名】	TONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢野 大司郎
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区湊町二丁目1番57号
【電話番号】	06(6649)5967
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 井上 昌良
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区湊町二丁目1番57号
【電話番号】	06(6649)5967
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 井上 昌良
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年8月26日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年8月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき60円 総額 135,642,360円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 本店の所在地を当社最大拠点である河内長野工場に移転・統合することにより、部門間のコミュニケーション向上による組織強化、業務効率化およびコスト削減を図るとともに開発・製造・営業企画・品質保証・管理の各部門と経営の一体化により、より一層、綿密かつ迅速な経営判断を実現し、生産性向上を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を大阪市から大阪府河内長野市に変更するものであります。

2. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、松村昌造、矢野大司郎、平尾昌彦および平尾元宏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、粕井隆、松井大輔および雨宮沙耶花を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額の内枠改定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆さまとのより一層の価値共有を進めることを目的として、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会でご承認いただいた報酬等の総額（年額1億8,000万円以内）は変更せず、その内枠である譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額3,600万円以内から年額6,000万円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	無効（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（%） （注） 4
第 1 号議案 剰余金の処分の件	18,103	22	—	—	（注） 1	可決(99.65%)
第 2 号議案 定款一部変更の件	18,086	39	—	—	（注） 2	可決(99.56%)
第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件						
松村昌造	18,106	17	—	2	（注） 3	可決(99.67%)
矢野大司郎	18,108	15	—	2		可決(99.68%)
平尾昌彦	18,108	15	—	2		可決(99.68%)
平尾元宏	18,108	15	—	2		可決(99.68%)
第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件						
粕井隆	18,102	21	—	2	（注） 3	可決(99.65%)
松井大輔	18,102	21	—	2		可決(99.65%)
雨宮沙耶花	18,102	21	—	2		可決(99.65%)
第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額の内枠改定の件	18,048	77	—	—	（注） 1	可決(99.35%)

- （注） 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成割合につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの議決権行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第 3 位を四捨五入しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上